

No.19	水道局	国際展開について
<p>水道局は、「東京水道国際展開プログラム」(平成27年6月策定)をとりまとめ、途上国の水道事業の改善を目的として、主にアジア地域等において、無収水(注)削減対策事業などの国際貢献に取り組んでいる。</p> <p>本事業は、局と、局の監理団体である東京水道サービス株式会社とが連携して、政府開発援助を活用しながら実施している。</p> <p>そこで、費用面などを中心に、現状の事業の体制と、その情報発信等を検証する。</p> <p>(注) 無収水：料金収入に結びつかない水量(漏水や盗水等)</p>		
No.20	下水道局	安全管理・事故対応
<p>下水道事業に係る業務は、危険な場所に行われることが多い上、事故が発生した場合、原因の究明や再発防止策の策定、補償など事業主体である局への大きな負担が発生し、また、社会的な影響も大きい。</p> <p>そこで、下水道事業に係る安全管理・事故対応を検証する。</p>		
No.21	教育庁	教職員給与の現金支給・返納の管理と滞納整理
<p>教育庁では教職員の病気や職務事故等により給与の返納事務が発生したり、返済がすぐに行われず滞納整理が必要となる事例がある。</p> <p>そこで、教職員給与の現金支給に係る返納の管理等が適正に行われているか検証する。</p>		
No.22	警視庁	警察署における歳入管理
<p>警視庁では、警視庁関係手数料条例に基づき、警察手数料を現金で徴収している。各種手数料1件当たりの金額は比較的少額であるものの、その収納事務については、各警察署でも行われており、取扱件数が多数ある。</p> <p>そこで、現金の取扱い及び歳入管理が適切に行われているか検証する。</p>		
No.23	選挙管理委員会事務局	東京都議会議員選挙執行に係る契約
<p>東京都議会議員選挙は、国政選挙と異なり、その費用は都税で賄われており、局の平成29年度当初予算の約92%を占めている。</p> <p>そこで、東京都議会議員選挙に係る契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。</p>		

No.24	人事委員会事務局	個人情報管理
<p>局は、職員の採用試験・選考事務について応募者を募り、試験・選考を実施し採用候補者を決定する際、応募者の氏名や職歴、顔写真等個人情報を収集している。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p>		
No.25	監査事務局	個人情報管理
<p>局は、住民監査請求、苦情・要望の受理事務において個人情報を取り扱っている。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p>		
No.26	労働委員会事務局	契約の仕様内容
<p>局では、毎年定例的に行っている契約が多くを占め、仕様書の内容については前年度の内容を引き継いだものが多い。</p> <p>そこで、定例的な契約において、仕様書の内容を前年度から変更する必要があるかどうか十分に検討されているか検証する。</p>		
No.27	収用委員会事務局	契約の仕様内容
<p>局では、毎年定例的に行っている契約が多くを占め、仕様書の内容については前年度の内容を引き継いだものが多い。</p> <p>そこで、定例的な契約において、仕様書の内容を前年度から変更する必要があるかどうか十分に検討されているか検証する。</p>		
No.28	議会局	個人情報管理
<p>局は、請願・陳情の受理や、都議会だより(点字・音声版)の送付、見学・傍聴・政務活動費の閲覧申請の受付等の業務において、個人情報を取り扱っている。</p> <p>そこで、これらの個人情報について、適切に収集、利用・提供、保管、廃棄されているかどうか検証する。</p>		

(別表1) 局別実地監査期間

No.	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	平成30年5月14日、15日及び17日	
2	青少年・治安対策本部	平成30年5月14日、18日及び21日	
3	総務局	平成30年4月27日、5月14日から22日まで	平成30年6月15日及び18日
4	財務局	平成30年4月9日から13日まで	平成30年6月13日及び14日
5	主税局	平成30年2月5日から3月5日まで	平成30年6月15日
6	生活文化局	平成30年1月10日から31日まで	平成30年6月15日及び18日
7	オリンピック・パラリンピック準備局	平成30年5月25日から6月5日まで	
8	都市整備局	平成30年4月9日から27日まで	平成30年6月7日及び15日
9	環境局	平成30年4月9日から18日まで	平成30年6月14日及び15日
10	福祉保健局(注)	平成30年5月21日から6月7日まで	
11	病院経営本部	平成30年4月27日から5月23日まで	
12	産業労働局	平成30年5月11日から30日まで	
13	中央卸売市場	平成30年1月10日から24日まで	平成30年6月15日及び18日
14	建設局	平成30年2月9日から3月8日まで	平成30年6月7日及び18日
15	港湾局	平成30年4月6日から27日まで	平成30年6月7日及び18日
16	会計管理局	平成30年2月26日から3月2日まで	平成30年6月13日及び14日
17	東京消防庁	平成30年1月15日から2月5日まで	平成30年6月7日及び18日
18	交通局	平成30年4月9日から25日まで	平成30年6月15日及び18日
19	水道局	平成30年1月15日から2月14日まで	平成30年6月13日及び14日
20	下水道局	平成30年1月12日から2月6日まで	平成30年6月7日
21	教育庁(注)	平成30年4月25日から6月7日まで	
22	警視庁(注)	平成30年4月9日から19日まで	平成30年6月15日及び18日
23	選挙管理委員会事務局	平成30年1月22日及び23日	平成30年6月7日
24	人事委員会事務局	平成30年3月1日	平成30年6月11日
25	監査事務局	平成30年2月28日及び3月2日	平成30年6月14日
26	労働委員会事務局	平成30年1月26日	平成30年6月11日
27	収用委員会事務局	平成30年1月24日	平成30年6月8日
28	議会局	平成30年2月26日及び27日	平成30年6月13日

(注) 大島支庁管内の事業所は平成30年5月8日から11日、八丈支庁管内の事業所は平成30年5月21日から24日まで

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、調整部、計画部、外務部	4
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	10
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、計画推進部、オリンピック部、大会施設部、スポーツ推進部	5
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅総務部、基地対策部	8
9	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9

第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所

多摩環境事務所、陳棄物埋立管理事務所

監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、南多摩・多摩小平・多摩立川各保健所、島上保健所、大島出張所、西多摩福祉事務所、箕山実務学校、識明学園、児童相談センター、品川・杉並・小平・足立・世田谷各児童相談所、心身障害者福祉センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター、北療育医療センター、城南分園、北療育医療センター、多摩療育園、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、健康安全研究所センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター、動物愛護相談センター、多摩支所

No.	局	本庁の部	事業所
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2 8
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	6 17
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3 7
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 16
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 4
16	会計管理局	管理部(警察・消防出納部)	1
17	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8 32
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電氣部、建設工務部	7 18

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
19	水道局	総務部、職員部、総理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9 29
20	下水道局	総務部、職員部、総理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部(北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。)	8 24
21	教育庁 (注2)	総務部、都立学校教育指導部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 73
22	警視庁 (注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 25

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
23	選挙管理委員会事務局	1	
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25	監査事務局	1	
26	労働委員会事務局	1	
27	収用委員会事務局	1	
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3

上記のほか、以下の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス 株式会社PUC
水道局	東京水道サービス株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (局別)

局名	No	重点 全庁局別	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)
青少年・治安対策本部	1	○	契約 (履行確認)	委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
	2		契約 (履行確認)	防災訓練プログラマーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの
	3		契約 (仕録・積算)	リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの
	4	○	都税	(画地の認定について) 画地の認定として認定すべきもの
	5	○	都税	(画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの
	6	○	都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	7	○	都税	小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの
	8		都税	特別区外の償却資産について課税徴収した固定資産税を還付すべきもの
	9		都税	固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行うべきもの
	10		都税	高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの
	11		都税	申請による換価の猶予の通告を速やかに判断すべきもの
主税局	12		その他	文書管理を適正に行うべきもの
	13	○	契約 (履行確認)	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
	14	○	契約 (仕録・積算)	委託契約に係る業務内容を適切に仕録書に定めるべきもの
	15	○	その他	(施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの
	16	○	契約 (その他)	(施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの
	17	○	契約 (その他)	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの
	18	○	契約 (仕録・積算)	積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの
	19	○	会計処理 (歳出)	積算を速やかに行うよう指導すべきもの
	20	○	契約 (仕録・積算)	仕録書を適切に作成するとともに、仕録書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの
	21	○	契約 (仕録・積算)	(リース契約に係る積算について) 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの
	22	○	契約 (仕録・積算)	(リース契約に係る積算について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの
23		その他	図書資料室の運書の過程を記録するなど運書の考え方を明確にすべきもの	
24	○	契約 (その他)	共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に積算行為を明記すべきもの	
25		契約 (その他)	コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの	

知事・副知事
の事務局

局名	No.	重点 全庁 局別	区分	指図書項目名 (※は意見・要望事項)
柳井つかみどり リハビリ準備局	26		物品管理	不用となった物品を適切に処理すべきもの
	27	○	補助金等	補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの
都市整備局	28		会計処理 (歳入)	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの
	29		債権管理	都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの
環境局	30	○	財産管理	消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの
	31	○	契約 (履行確認)	受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの
	32		契約 (履行確認)	業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの
	33		情報管理	個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの
	34	○	契約 (仕様・積算)	(印刷物について) 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの
	35	○	契約 (履行確認)	(印刷物について) 契約の履行確認を適切に行うべきもの
	36	○	契約 (仕様・積算)	フロップ排出抑制法に基づき第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの
	37	○	その他	災害時等の避難経路に必要な正措置を行うべきもの
	38	○	物品管理	園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの
	39	○	財産管理	消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの
福祉保健局	40	○	財産管理	建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの
	41	○	債権管理	債権管理を適切に行うべきもの
	42	○	債権管理	債権管理を適切に行うべきもの
	43		契約 (履行確認)	清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの
	44		物品管理	契約の仕様を適切に定めるべきもの
	45		契約 (仕様・積算)	排水の水質分析を適正に行うべきもの
	46		契約 (その他)	武漢等の購入手続を適正に行うべきもの
	47		補助金等	補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの
	48		物品管理	保護員の管理を適正に行うべきもの
	49	○	その他	※東京都障害者休業ホーム事業の受付手続について
病院経営本部	50		その他	※防災訓練の事後検証について
	51	○	その他	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの

局名	No.	重点 全庁 局別	区分	指図書項目名 (※は意見・要望事項)
病院経営本部	52	○	財産管理	消防用設備について速やかな故障措置を講じるべきもの
	53		契約 (その他)	契約事務を適切に行うべきもの
	54		物品管理	災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの
	55	○	その他	※視覚障害者誘導用フロップの敷設について
	56	○	契約 (履行確認)	自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの
	57	○	契約 (その他)	庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの
	58		会計処理 (歳入)	(行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの
	59		会計処理 (歳入)	(行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの
	60		契約 (その他)	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの
	61	○	財産管理	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの
中央卸売市場	62	○	会計処理 (歳入)	施設使用料の徴収を適正に行うべきもの
	63	○	財産管理	市場施設の使用許可手続を適正に行うべきもの
	64	○	財産管理	台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの
	65	○	会計処理 (歳入)	占用料等の徴収に伴う測定額の登録を遅滞なく行うべきもの
	66	○	財産管理	(公園施設の設置許可について) 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの
建設局	67	○	財産管理	(公園施設の設置許可について) 施設の使用許可の報告を確認すべきもの
	68		会計処理 (歳入)	「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの
	69		契約 (履行確認)	土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの
	70		契約 (仕様・積算)	事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの
	71		その他	記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの
港務局	72	○	契約 (履行確認)	東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの
	73	○	契約 (その他)	機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの
	74	○	財産管理	照明用電気器具の設置を適正に行うべきもの
	75		契約 (その他)	複数箇所契約の相手方の決定方法を改めるべきもの
	76		契約 (その他)	調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの
	77		財産管理	ポットホルルの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの

局名	№	重点 全庁局別	区分	指図書事項名（※は貸見・要望事項）
東京消防庁	78		契約 (その他)	災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの
	79		契約 (その他)	実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの
	80	○	その他	パリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの
	81	○	契約 (履行確認)	駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの
	82	○	契約 (履行確認)	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの
	83	○	契約 (履行確認)	都営地下鉄駅立体図の変更委託の進捗管理を適正に行うべきもの
	84		契約 (履行確認)	車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの
	85		財産管理	点検結果の対応を速やかに行うべきもの
	86		契約 (仕様・積算)	(フェイスマンツク広報業務委託契約について) ユーザー参加企画及びプログラマー企画の実施に当たって仕訳内容を見直すとともに、履行確認を適切に行うべきもの
87		契約 (その他)	(フェイスマンツク広報業務委託契約について) 企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの	
88	○	契約 (その他)	※お忘れものセンター運営業務の電話対応に対するサービスマンの設定について	
89		債権管理	債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの	
90		契約 (履行確認)	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの	
水道局	91		契約 (その他)	経済性に配慮した契約事務を行うべきもの
	92		情報管理	個人情報を含む履歴類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの
	93	○	契約 (履行確認)	下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの
	94	○	契約 (履行確認)	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの
	95	○	契約 (履行確認)	水再生センター一則口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの
下水道局	96	○	物品管理	保護員の管理を適正に行うべきもの
	97	○	その他	緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの
	98		契約 (その他)	管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの
	99		契約 (その他)	企画コンベンションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの
教育庁	100	○	財産管理	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの
	101	○	その他	来校者の管理を適切に行うべきもの
	102	○	その他	生徒の安全管理を適切に行うべきもの

局名	№	重点 全庁局別	区分	指図書事項名（※は貸見・要望事項）
教育庁	103	○	会計処理 (歳出)	(給与返納等事務について) 給与返納事務処理を適切に行うべきもの
	104	○	会計処理 (歳入)	(給与返納等事務について) 給与取扱者の現金出納簿の証帳及び確認を適正に行うべきもの
	105		会計処理 (歳入)	調定を適切に行うべきもの
	106		契約 (その他)	契約の事務手続を適切に行うべきもの
	107		契約 (その他)	委託契約を適切に行うべきもの
	108		契約 (その他)	学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの
	109		情報管理	シブボジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの
	110		契約 (履行確認)	給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの
	111		契約 (履行確認)	親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの
	112		情報管理	入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行うべきもの
	113		その他	生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの
警視庁	114		その他	修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの
	115		情報管理	個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの

(別表4) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【会計処理 (歳入)】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
28	○	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	都市整備局
58	○	(行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	産業労働局
59	○	(行政財産の使用許可に係る使用料の徴収手続について) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの	産業労働局
62	○	施設使用料の徴収を適正に行うべきもの	中央卸売市場
65	○	占用料等の徴収に伴う測定額の登録を遅滞なく行うべきもの	建設局
105	○	測定を適切に行うべきもの	教育庁

【債権管理】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
29	○	都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの	都市整備局
41	○	債権管理を適切に行うべきもの	福祉保健局
42	○	債権管理を適切に行うべきもの	福祉保健局
89	○	債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの	水道局

【都税】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
4	○	(画地の認定について) 複数の筆の土地を一面地として認定すべきもの	主税局
5	○	(画地の認定について) 複数の筆の土地を一面地として認定すべきでないもの	主税局
6	○	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局
7	○	小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの	主税局
8	○	特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの	主税局
9	○	固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行うべきもの	主税局
10	○	高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの	主税局
11	○	申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの	主税局

【契約 (仕様・積算)】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
3	○	リース契約の契約目録額について適正な積算を行うべきもの	総務局
14	○	委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの	生活文化局
18	○	積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの	生活文化局
20	○	仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの	生活文化局
21	○	(リース契約に係る積算について) 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの	生活文化局
22	○	(リース契約に係る積算について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの	生活文化局
34	○	(印刷物について) 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの	福祉保健局
36	○	フロア排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの	福祉保健局
45	○	排水の水質分析を適正に行うべきもの	福祉保健局
70	○	事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録等の作成を適正に行うべきもの	建設局
86	○	(フェイスマップ広報業務委託契約について) フェイスマップ参加企画及びプログラマー企画の実施に当たって仕様内容を見直しとともに、履行確認を適切に行うべきもの	交通局

【契約 (履行確認)】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
1	○	委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	青少年・治安対策本部
2	○	防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの	総務局
13	○	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	生活文化局
31	○	受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの	環境局
32	○	業務委託に係る事務処理及び進捗管理を適切に行うべきもの	環境局
35	○	(印刷物について) 契約の履行確認を適切に行うべきもの	福祉保健局
43	○	清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの	福祉保健局
56	○	自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの	産業労働局
69	○	土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの	建設局
72	○	東京都国際空港頭施設等の整備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの	港湾局

81	○	駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの	交通局
82	○	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの	交通局
83	○	都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの	交通局
84		車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの	交通局
90		履行確認及び契約変更の手続きを適正に行うべきもの	水道局
93	○	下水道施設の安全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの	下水道局
94	○	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの	下水道局
95	○	水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの	下水道局
110		給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	教育庁
111		親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの	教育庁

【契約（その他）】

No.	重点 全庁局別	指図書事項名（※は意見・要望事項）	局名
16	○	（施設）の運営及び管理について、施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの	生活文化局
17	○	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの	生活文化局
24	○	共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に精算行為を明記すべきもの	わがびごが準備局
25		コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの	わがびごが準備局
46		武蔵等の購入手続を適正に行うべきもの	福祉保健局
53		契約事務を適切に行うべきもの	病院経営本部
57	○	庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの	産業労働局
60		運送契約金の算出を適正に行うべきもの	産業労働局
73	○	機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの	港湾局
75		複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの	港湾局
76		調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	港湾局
78		災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの	東京消防庁

79		実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	東京消防庁
87		（フェイスマスケット広報業務委託契約について）企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの	交通局
88	○	※お忘れものセンター運営業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について	交通局
91		経済性に配慮した契約事務を行うべきもの	水道局
98		管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの	下水道局
99		企画コンベンションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの	下水道局
106		契約の事務手続を適切に行うべきもの	教育庁
107		委託契約を適切に行うべきもの	教育庁
108		学校施設維持管理業務委託契約の履行を適切に行うべきもの	教育庁

【会計処理（歳出）】

No.	重点 全庁局別	指図書事項名	局名
19	○	精算を速やかに行うよう指導すべきもの	生活文化局
68		「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの	建設局
103	○	（給与返納等事務について）給与返納事務処理を適切に行うべきもの	教育庁
104	○	（給与返納等事務について）給与取扱者の現金出納簿の記帳及び確認を適正に行うべきもの	教育庁

【補助金等】

No.	重点 全庁局別	指図書事項名	局名
27	○	補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの	都市整備局
47		補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの	福祉保健局

【財産管理】

No.	重点 全庁局別	指図書事項名	局名
30	○	消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの	環境局
39	○	消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの	福祉保健局
40	○	建築基準法に基づき点検を適正に行うべきもの	福祉保健局

52	○	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	病院経営本部
61	○	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	中央卸売市場
63	○	市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの	中央卸売市場
64	○	台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの	中央卸売市場
66	○	(公園施設の設置許可について) 設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの	建設局
67	○	(公園施設の設置許可について) 施設の経営状況の報告を確認すべきもの	建設局
74	○	照明用電気計器の設置を適正に行うべきもの	港務局
77		ボートホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの	港務局
85		点検結果の対応を速やかに行うべきもの	交通局
100	○	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの	教育庁

【物品管理】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
26		不用となった物品を適切に処理すべきもの	リハビリ準備局
38	○	園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの	福祉保健局
44		契約の仕様を適切に定めるべきもの	福祉保健局
48		保護具の管理を適正に行うべきもの	福祉保健局
54		災害拠点病院として備蓄している医薬品等の管理を適切に行うべきもの	病院経営本部
96	○	保護具の管理を適正に行うべきもの	下水道局

【情報管理】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
33		個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの	環境局
92		個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの	水道局
109		シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの	教育庁
112		入試問題の印刷について、秘密保持のため仕様書を適切に定めるとともに、作業確認を適切に行うべきもの	教育庁
115		個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの	警視庁

【その他】

No.	重点 全庁局別	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	局名
12		文書管理を適正に行うべきもの	主税局
15	○	(施設の運営及び管理について) 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの	生活文化局
23		図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にするべきもの	生活文化局
37	○	災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの	福祉保健局
49	○	※東京都障害者休業ホーム事業の受付手続について	福祉保健局
50		※防災訓練の事後検証について	福祉保健局
51	○	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの	病院経営本部
55	○	※視覚障害者誘導用ブロックの敷設について	病院経営本部
71		記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの	建設局
80	○	ハリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの	交通局
97	○	緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの	下水道局
101	○	来校者の管理を適切に行うべきもの	教育庁
102	○	生徒の安全管理を適切に行うべきもの	教育庁
113		生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの	教育庁
114		修学旅行の不参加者に対し、学校徴収金を速やかに返還すべきもの	教育庁

第5 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成29年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成30年8月3日及び6日
 ② 東京都財務諸表 平成30年8月21日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
 (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
 (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
 (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
 (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 ア 「財産に関する調書」との突合
 イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）
 ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）
 (7) 決算整理手続の確認
 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
 (8) 特異科目の検証
 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、平成28年度東京都財務諸表監査において、工事等の完了に伴い精算して資産や費用に計上すべき建設仮勘定について、一部の局で未精算の解消が進んでいない状況が認められたところであるが、その解消に取り組んだ結果、今回の監査では当該局において残高が大幅に減少したことを確認した。

財政状態を財務諸表に適正に表示するため、各局において今後も引き続き取り組むよう求める。

青少年・治安対策本部

第6 監査の結果 (各局別)

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

総合対策部では、若者の相談を広く丁寧に受け止める無料の相談窓口として、東京都若者総合相談センター(以下「若ナビα」という。)を設置しており、その運営については、表1のとおり、Aに委託している。

当該契約の仕様書では、専門相談員等のほかに監修者(注1)として、医師(心理系の分野を専門に勤務した経験がある者)及び弁護士(5年以上の勤務経験がある者)を各1名以上配置することとしており、受託者は各1名を配置している。また、仕様書によれば、監修者は、若ナビαで実施している援助方針会議(注2)への参加を含め、月2回以上若ナビαへ来所することとなっている。

なお、当該契約の積算では、援助方針会議を含め、月2回以上来所することを前提とした積算がされている。

ところで、援助方針会議の議事録を確認したところ、監修者のうち弁護士については、平成29年度に24回開催(月2回の開催)された援助方針会議に1回も参加していないことが認められた(なお、医師は、毎回参加している。)

これについて、部が受託者に確認したところ、弁護士を必要とする案件がなかったため、援助方針会議には参加していないが、月2回は来所しているとのことであった。

しかしながら、弁護士からの指導内容を記載した記録等が書面で残っていないため、月2回の来所を確認できない状態になっており、適正でない。

部は、委託契約の履行確認を適正に行われない。

(総合対策部)

(注1) 専門相談員等に対して、医師や弁護士としての専門的見地から助言や指導を行う。

(注2) 相談事案のうち、個別の困難案件について、対応方法や援助方針を決定する場として開催している会議であり、主な参加者は、受託事業の事業責任者、専門相談員、監修者、都職員等である。

(表1) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都若者総合相談センターの運営委託	平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31	53, 352, 000

総務局

1 指図書事項
（歳出）

(1) 防災訓練アトバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの

総合防災部は、表1のとおり、委託契約により、区市町村における防災訓練の専門知識充実や人員支援を目的として、希望する区市町村における防災訓練の企画・運営・実施を支援するために、防災訓練アトバイザー（以下「アトバイザー」という。）を派遣している。
なお、当契約の受託者要件として、地震、風水害等に関する被害想定策定業務の受託実績を求めている。

この契約では、アトバイザーが、委託者及び派遣先区市町村（中央区、新宿区、台東区、墨田区、調布市）と防災訓練の実施内容について協議する前に、派遣先区市町村の地震・風水害・津波のいずれの災害による被害が深刻と想定されるかについて把握を行い、被害特性報告レポート（以下「レポート」という。）にまとめることとなっている。

ところで、受託者から提出されたレポート等を見たところ、地震についてのみが記載され、風水害や津波について、被害特性を比較・調査した記載が確認できなかった。

しかしながら、アトバイザーがハザードマップで行ったとされる調査方法や結論等について、監査日（平成30年5月22日）現在、レポート等から確認できないまま、随行確認・支払を行っているのは、適正でない。

また、前述した地震のみのレポートを基に、区市町村と防災訓練を企画しても、地域の被害特性に即した訓練を効果的に行うことは困難である。

部は、防災訓練アトバイザーの契約を適正かつ効果的に行われたい。

（総合防災部）

（表1）委託契約の状況

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
平成29年度防災訓練アトバイザー派遣業務委託	平成29.4.1～平成30.3.30	5,972,400

（歳出）

(2) リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの

人権部は、ネットワークサーバ機器等の借入れについて、表2のとおり、リース契約を行っている。

ところで、リース契約の契約目途額の積算について見たところ、サーバ本体、ディスプレイ及びUPS（注）について、リース料及び保守料を計上しているにもかかわらず、同製品の保守を行うサーバ保守パックの費用も計上しており、当該保守料が二重に算出されている。

また、IT経費適正化マニュアル（総務局作成）によれば、ライセンス契約に保守が含まれている市販ソフト（オフィス統合ソフト）については、保守料を算出しないこととされているにもかかわらず、市販ソフトのライセンス対策ソフトの保守料を別途算出している。

この結果、表3のとおり21万9,736円（監査事務局試算）が過大積算されている。

部は、リース契約の契約目途額について適正な積算を行われたい。

（人権部）

（注）無停電電源装置のこと。内部にバッテリーを持ち、停電や断線といった突然の電源トラブルに対応するための機器を指す。

（表2）リース契約の状況

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額（総額）
ネットワークサーバ機器等の借入れ（長期継続契約）	平成29.4.1～平成34.3.31	1,069,200

（表3）過大に積算されている額（監査事務局試算）

（単位：円）

区分	経費（年額）	経費（5年間）
サーバ保守パック	17,520	87,600
ライセンス対策ソフト（新規及び更新4回）の保守料	23,172	115,860
小計		203,460
消費税及び地方消費税の額		16,276
合計		219,736

主 税 局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (繰入)

(1) 画地の認定について

土地の評価については、地方税法等(注)に基づき、原則として、一筆の土地を一画地として評価することとされているが、隣接する二筆以上の土地について、一体として利用されているときには、これらの土地を一画地として認定し評価する。

ア 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの

品川都税事務所は、表1のとおり、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。

その結果、3万7,200円の課税不足が発生している。

(品川都税事務所)

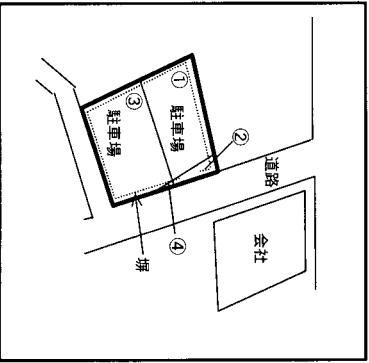
(注) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)、東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)

(表1) 複数の筆の土地を一画地として認定すべき土地

No	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税不足額(注)
1	品川	筆① 137.42㎡ 筆② 14.41㎡ 筆③ 229.52㎡ 筆④ 1.42㎡	事業用駐車場	図1	筆①②の一画地 筆③④の一画地	筆①～④の一画地	37,200円

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図1)



イ 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの

品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、表2及び表3のとおり、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。

その結果、6件について55万4,138円の課税超過が発生している。

各所は、画地の認定を適正に行われない。

(品川都税事務所)

(渋谷都税事務所)

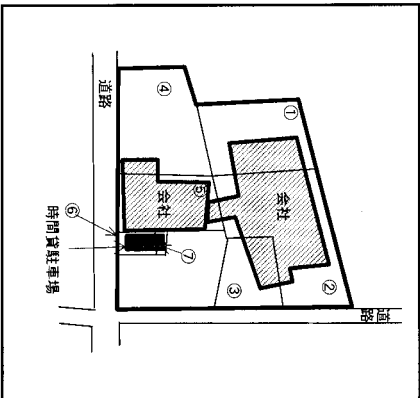
(杉並都税事務所)

(表2) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでない土地

No	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税超過額(注)
1	品川	筆① 181.87㎡ 筆② 318.18㎡ 筆③ 162.24㎡ 筆④ 331.80㎡ 筆⑤ 231.90㎡ 筆⑥ 27.91㎡ 筆⑦ 5.76㎡	事業用家屋 事業用駐車場 時間貸駐車場 (1台分)	図2	筆①～⑦を一画地	筆①～⑤を一画地 筆⑥⑦を一画地	38,900円
2	渋谷	筆① 198.34㎡ 筆② 132.23㎡	筆①、②に 併用住宅A 共同住宅B (住宅戸数4戸)	図3	筆①②を一画地	筆①を一画地 筆②を一画地	116,538円

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図2)



(図3)

